

## ケアの社会化・ジェンダー平等化と福祉国家 —スウェーデンの歴史から何を学ぶか—

今井 小の実

### I. はじめに

近年の少子高齢社会に対する危機感の高まりによって、ケアに関する研究はもはや社会福祉学占有の領域ではなくなりつつある。福祉国家という枠組みから、日本のケアに関する研究動向をみると、大きな起爆剤となったのが、Esping-Andersen (1997) の研究であろう。日本を自由主義と保守主義の、より後者に近いハイブリッド型とし、本来、その発展にともない福祉国家が引き受けていく家族の福祉的機能が維持される家族主義に特徴を見出した。もともとアンデルセンが、フェミニストの要求にこたえ、その類型の指標に脱家族化を加えて以来、ケアに関する政策は福祉国家研究者の間で強い関心もたれてきた。しかし3つの類型にはおさまらない「すわりの悪さ」が指摘されてきた日本について彼が一つの見解を示したこと、また先進諸国共通の課題ともいえる高齢社会の先頭ランナーへの関心とあわせて、日本の家族主義への注目度がいっきに高まったように思われる。

以来、日本でさかんになってきた福祉国家とケアに関する研究を整理すると、次のような傾向がみられる。すなわち「社会的ケア」という視点から高齢者と子どものケアを一对にとらえた研究 (Peng 2002, Soma & Yamashita 2011), 同じ家族主義とされる南欧や東アジアとの国際比較 (グッドマン & ペング 2003, Ochiai 2009, 落合ほか 2010, Margaria & Manuela 2015 など) が活発になってきた点があげられる。そのなかで新川 (2005) は、

アンデルセンの日本＝混合類型の「修正された類型論」として、第4の類型、すなわち脱商品化、脱家族化ともに低い「家族主義」レジームを設定している。

先行研究が明らかにしたのは、日本では今なお家族にケアを依存していること、またそれを担うのは女性というジェンダー不平等な状況であった。そして将来のビジョンを描くために、今後の課題とされたのが歴史的な検討である。たとえば宮本・ペング・埋橋は「日本型福祉国家の位置と動態を理解するためには、福祉国家の類型論に時間軸を導入」することが必要だと指摘する (宮本・ペング・埋橋 2003: 331)。そもそも日本の家族主義のベースには儒教の原理があるという Andersen (1997) の主張には、それが宗教的な価値の影響にあること、つまりは歴史的に形成されてきたことが含意されている。それ以降の日本の福祉国家研究に歴史的な検討が散見されるようになったのも当然といえよう。

しかしそれは未だ発展途上にある感を否めない。たとえばグッドマン & ペング (2003) は日本について、他のアジア諸国も対象にいった歴史研究を行っている。江戸時代にまでおよんだ研究は家族主義を理解するための研究としては高く評価できるが、そこからケアの社会化・ジェンダー平等化の道筋の示唆を得ることはむずかしい。なぜなら比較が同じ家族主義の国に限定されているからである。

今、私たちに必要なのは、家族主義を克服するための有効な方法を見つけることであろう。言い換えれば、それはこれまで家族、なかでも女性に

重くのしかかってきたケアを、社会化とジェンダー平等化によって女性の肩からおろし労働市場へも参入できる、ジェンダー平等な社会を実現するヒントを得ることである。大沢・難波が指摘するように、「そもそも「脱家族主義<sup>(ママ)</sup>化」概念の定義自体に、「女性の自律性」というジェンダー関係の要素が組み込まれて」いるのであり、「ジェンダー関係には焦点がなく家族に焦点がある」かのような理由づけには説得力は乏しい（大沢・難波2011：185）。だとすれば、歴史的な比較はこのジェンダー平等な社会とのものでなければならない。そしてケアの分野で社会化とジェンダー平等が進まない背景に何があるのか、そのジェンダー化の過程をたどっていくしかない。

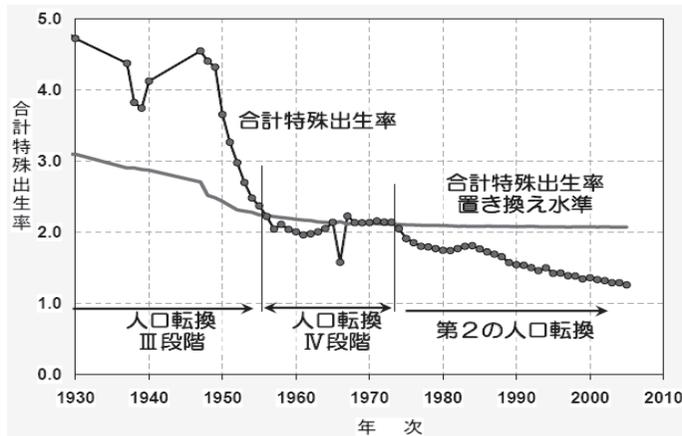
したがって本稿では、脱商品化、脱家族化ともに高い達成度を示す社会民主主義レジームの代表格でもあり、その当然の帰結としてジェンダー平等の国として高く評価されてきたスウェーデンを比較の対象とする。ただその評価において圧倒的に優位にあるスウェーデンと日本を時間軸にそって単純に比較することは建設的ではない。そこで有益な示唆を与えてくれるのが落合（Ochiai2009, 落合2013）の研究である。スウェーデンにおけるジェンダー平等な政策のルーツをたどれば、1930年代の出生率の低下に危機感をもった社会民主党<sup>1</sup>政権の人口政策にいきつが、落合はその点で人口統計学の知見を用いた興味深い考察を行っている。「人口置き換え水準」を割り込むところまで出生率が下がるのが従来の人口転換の最終段階（第Ⅳ段階）（金子2012：12\*次頁図参照）だが、その後も低下を続けていく状態に対し新たに登場した「第2の人口転換」論を用いて、出生率低下と家族の変化の関係を説明したのである。

すなわち落合は、従来の人口転換の一部をなす第一の出生率低下は、近代家族が大衆化して多数派になったことに起因する現象であり、そこから第二の出生率低下までの間を「大衆的近代家族の時代」と捉えた（落合2013：7, 13）のである。そしてこの認識から世界の「大衆的近代家族の時代」の長さをはかり、ヨーロッパやアメリカでは約50年、日本では20年、他のアジア諸国ではほとんど

無い（落合2013：14）とした。さらにこの期間について、ヨーロッパにおける福祉国家は近代家族の安定期に確立され、「高い近代性」に対応するために維持されたが、日本はその安定期がまさに終焉を迎えようとした時期に福祉国家の確立<sup>2</sup>が始まったとし、他のアジアにいたっては福祉国家の形成どころか近代家族が安定化する前に「高度な近代」の時期に入った（Ochiai2009：74）と分析した。安里論文で描かれたアジアの移民労働も、この文脈なら理解できる。福祉国家が家族の機能を順次、引き受けていったのなら、アジアではそれが未だ確立されない時期に不安定なままの近代家族が周縁化される経路をたどったために、女性の担ってきたケア機能を移民に直接代替させる方法しかなかったのである。落合は、この観点から日本についてもケアの社会化と市場化が不十分な背景を説明した（Ochiai2009：74）。

ならば両国の歴史検討の対象は、この落合のいう「大衆的近代家族の時代」に求めなければならない。いうまでもなく近代家族とは性別役割分業を規範にした家族、つまり女性に家族の世話＝ケアを一手に引き受けさせていく家族である。その女性を労働市場へ参入させるためにはケアの社会化とジェンダー平等化が必要になるが、近代家族の規範が強力な社会にあって採られた対応の違いが、一方をジェンダー平等社会にもっとも近い社会民主主義、もう一方を女性にケアを依存する家族主義レジームへ導いたからである。したがってこの時代の両国の比較検討は、家族主義克服の手がかりを日本にもたらししてくれるはずである。

ところで落合は、出生率低下の現象はヨーロッパ全域で時間差があることを認めている。またスウェーデンの出生率の推移には落合の説明ではし切れない状況もある。しかし人口推移を背景に、ケアを女性の役割に固定した「大衆的近代家族の時代」における両国のあり方を比較していくアプローチは、単純に同じ時間軸で比較するよりも生産的だと期待できる。そこで本稿では、スウェーデンは1920年代半ばから70年代半ばまでの50年間、日本は1950年代半ばから70年代半ばまでの20年間の「大衆的近代家族の時代」を中心に、両国



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所（2007a）。

図 合計特殊出生率と置き換え水準の推移：1930年～2005年

におけるケアの社会化，ケアのジェンダー平等化の過程を検討する。

## Ⅱ. スウェーデンのたどった道：1920年代半ば～70年代半ばを中心に

まずスウェーデンについては読み手にその知識が共有されていないことを想定して前史と女性運動を概観しておきたい。

農業国だったスウェーデンが工業国へと変容を遂げたのは19世紀中葉とされ，産業構造の変化と資本主義の発展に必要な流動的労働力の確保という必然によって，階層社会と男性社会は解体されていくことになる。その重要なものにギルド制の廃止と農村地帯の縮小があった。それは職域あるいは地域の相互扶助システムの解体を意味し，国民年金（1913）や労働保険（1916）など社会保険創設の土壌にもなったが，女性にとっては男性社会の規律に縛られた労働規範から自由になったことを意味した。折しもこの時期は，18世紀後半より先進国で成長してきたフェミニズム運動が，スウェーデンにも広がっていった時期であった。

19世紀から20世紀にかけてスウェーデンの女性解放運動は，女権主義，母性主義という異なるアプローチで展開された。前者は女性の“平等”

に，後者は女性の“差異”に焦点をあてたことで特徴づけられるが，ともに女性の人権尊重を訴え，その解放をめざした点では一致している。フレドリカ・プレーメルに代表される女権主義運動は，産業革命の需要とともに大量の女性たちを労働市場に排出したが，職場でも家庭でも男性の低位にあった女性は厳しい状況におかれる。特に既婚女性の過重労働による弊害，すなわち妊娠・出産への悪影響や，高い乳幼児死亡率，また少年の非行は大きな社会問題となった。さらに女性の社会進出にともない増加の一途をたどる未婚の母とその子ども（非嫡出子）の存在も看過できなくなっていた。だが女権主義運動は，労働市場の問題には眼を向けても，母と子どものおかれた家庭の状況には概して無関心であった。

エレン・ケイが母性主義を提唱し，子どもの権利と母性の保護を訴え，女性を労働市場から家庭にもどす政策の提案を行ったのはこのような背景があったからである（今井2013a）。ケイは『児童の世紀』（1900）で，優生学的見地から女性の過重労働の未来の子どもへの悪影響を訴え，養育の場としての家庭の重要性を強調した。また『生命線』（1903-6）では，結婚制度の歪みを告発し，愛のない結婚よりも恋愛による結びつきを賞賛して非嫡出子への平等な扱いを訴えた。ケイは社会民

主党の熱心な支持者でもあり、その思想と提案は政策に影響を与えていくことになる。

このような社会と女性運動を背景に、女性の労働と家族の状況は少しずつ改善されていった。1900年には無給ではあるが4週間の産後休暇を規定した労働保護法、15年にはリベラルな離婚法が制定され、20年には伝統的な父権主義から離脱し妻を成人として認めた婚姻法が成立をみている。また10年代以降、婚外子とその母親の立場も徐々に改善され、国が母子家庭のサポートにも動き出している(Ann-Sofie1991:62)。しかし、男女平等の進展のためにもっとも大きな影響力をもったのは参政権の獲得であろう。

1890年には普通選挙獲得同盟が設立されたが、女性は男性よりも10年遅れて1919年に市町村、21年に国政の選挙権を獲得している。家族のケアは女性の役割とされた社会にあって、まず女性たちがめざさなければならなかったのは既婚女性の働く権利、出産・育児、家事と仕事の両立のような女性独自の課題の解決であった。その要望を救い上げ、精力的に運動を行ったのは社会民主主義系の女性組織と社会民主党である。しかし女性が一致団結して社会変革をめざすには長い年月を要した。女性独自の課題をめぐって、男性同志との間で、また女性同士のなかでもそれぞれ葛藤を抱えていたからである。前者には階級的連帯か女性の連帯かという優先順位、後者には女権主義、母性主義に代表される“平等”か“差異”、どちらに重点を置くのかという問題が背景にあった。

では1920年代半ばから70年代半ばまでの時代を中心に、近代家族と福祉国家という枠組みからケアの社会化・ジェンダー平等化の過程をみていこう。1920年代、スウェーデンは高い失業率に苦しんでいた。夫の失業は妻の収入を必要とするにもかかわらず、彼女たちに対する大衆的なバックラッシュが公私双方の分野で起こった。当時、農民も含めると既婚女性の約4割が生産労働に従事していたが、制度は経済的に妻が家に留まることが可能な中産階級をモデルに形成された。なぜなら当時、ケイの母性主義は労働者階級にも広く受け入れられ、彼らは労働運動を通してその理想の

実現をめざしたからである。ケイの思想は、男性にとっては男性社会に根をはる家父長的な理念にそったものであり、女性にとっても過酷な労働市場から解放される救世思想だったのである。

女性の労働権の問題で最も議論をよんだのは、その参加が著しかった公的分野での男女平等の権利を規定した国家資格法だった。1925年には制定にこぎつけたものの、実施までに6年もかかり、その間に例外が付け加えられた。当局の判断によって15歳以下の子どもの母親に不定期の休暇をとるよう強制できる条項は当時、社会民主主義者とフェミニストの間で大きな議論と分裂を引き起こした(Frangeur1998:436)。

1930年代に入ると家族政策<sup>3)</sup>は、出生率低下と有子家庭の貧困との関連を受けて進展をみせる。19世紀末から低下をはじめていた出生率は1925年にはついに人口再生産率100%を割った(藤田2009:77)。31年には健康保険に出産給付を導入した産前産後休業制度が実現したが、不況を受けて母親への家庭復帰政策を求める声は強かった(北1997:199)。流れを変えたのは社会民主党政権である。

1932年政権の座についた社会民主党は、ハンセンが28年に提唱した「国民の家」の実現をめざす社会改革に着手した。彼らは失業の危機に対してケインズ派の経済学を採用し、財務大臣ヴィグフォッシュは経済学者グンナー・ミュルダールの影響のもと、「我々は時計を戻し、女性を家庭に閉じ込めることはできない。我々は妻が経済的に独立する組合員の結婚は幸せな結婚だと信じる」として、女性の労働市場への参入を支持した(Franguer1998:443)。そして社会民主党は病気と失業に対する補助金、年金改革など国家介入のプログラムを産出する。34年にはгент制の失業保険が実現し、翌年にはより所得補償を強めた新しい基礎年金法も成立した(宮本1999)。特に後者は男女平等に設計され、抛出制部分に国庫負担を導入し「税財源に基づく国家による基礎的な保障制度としての性格を強めること」(中野2012:27)になった。

人口問題への危機対応という側面は福祉国家建

設に大きく影響し、ミュルダールはこの面でも多大な貢献を果たす。1934年妻アルヴァと『人口問題の危機』を刊行し、出生率低下への警鐘を鳴らし、「予防的社会政策」こそが人口問題打開の決め手（宮本1999：75）だと主張した。そして住宅政策や、出産・育児支援策をはじめ女性の就労を可能にする幅広い政策提言を行ったのである。社会相メッレルは、これを福祉国家戦略推進のテコとして徹底的に活用していった（宮本1999：81）。

翌1935年人口問題委員会が設置されるが、ミュルダールは委員を努めている（杉田2007：111）。その最初の報告では「女性の仕事と母性との調和に向けた提案」が、翌年には全女性を対象にした出産手当と無料の医療サービス、公立の出産センター、有子家庭への大幅な所得税控除などの提案が行われ、相次いで具体化されていった（三富2010：106-107）。ところで同委員会には10人の女性聴講者も指名されている（Frangeur1998：445）。女性の組織化が大きく伸展をみたこの時期、その特別な課題に対してこれまで経験してきたような足並みの乱れもなく、女性は男性同志と共闘して改革のアクターとなったのである。

スウェーデンの最初の出生率の危機は、このような福祉国家の創設にともなう積極的な政策によって回避することができた<sup>4)</sup>。1937年には既婚未婚を問わず妊婦個人に給付される普遍的な出産手当が、39年には「婚約・婚姻等を理由とする解雇禁止法」が制定され、女性の労働市場への参入を支えた。だがケイの母性主義は社会に深く根をはり、夫が稼ぎ手、妻は専業主婦という家族が多数派であり続けたのである。

そして1940年代初頭、再び出生率の低下が社会問題となる。政府は1941年に新たな人口問題調査委員会を任命し、エルランデルが委員長に就任した（宮本1999：89）。委員会は2つの委員会（社会的ケアのための委員会と住宅政策委員会）とともに、子どものいる家庭の経済条件を改善する提案を行った（Asa2011：43-44）。その間、最も多くの議論に費やしたのが児童手当であった。委員会は、育児のコストが所得の成長にあわなければ出産の低下を招き、産業界に大きなプレッシャーを

与えると警鐘を鳴らしたのである。保守派は賃金のなかに盛り込む家族賃金の形での導入を主張したが、女性委員や労働運動に携わる女性たちは母親に受給権を与える制度を要求した（北2004：171-172）。さらに賃金そのものの圧縮を恐れた労働組合も反対に回り（宮本1999：90）、48年16歳未満の子どものいる全家庭を対象にした普遍的な児童手当が母親への支給という形で実現されることになった。普遍主義についても議論になったが、37年の普遍的な出産手当との整合性（宮本1999）と事務の手続き上の煩雑さもあって、結局、所得調査抜きの子どもの誕生したのである。またこの時に成長期の子どもの環境衛生と健康状態を改善する目的で住宅手当も導入されている（経済社会総合研究所2004）。

けれども同委員会の報告には、家族に対して明らかに一つの価値観がみられた。ケアする母と嫁ぎ手の父から構成される家族を保護に値する社会的なユニットとして認めたからである（Asa2011：47-50）。経済成長期を迎えた1940年代後半から50年代が「専業主婦の時代」と称された（高橋2007：84）のは偶然ではない。それは専業主婦を理想とし、良妻賢母をよしとする価値観が支配的（山極201：50）な「大衆的近代家族の時代」のピークともいえる時期だったのである。

だが産業界は女性の労働市場への参加を求めている。朝鮮戦争が大きな経済成長をもたらす一方で、生産年齢人口の割合は1940年代後半にはすでに低下傾向にあったからである。この時期、子どものいる女性が家庭に留まることを望んだのは、ケイの母性主義・児童中心主義思想と母親の愛情の重要性を説いた科学の言説が家族や女性のなかに刻印されていたためである。1951年政府委員会は「デイケアとプレスクール」を刊行し、児童心理学の調査によって「子どもの安寧は家族だけでなく社会にも関係」があることを示し（Asa2011：51-53）、チャイルドケアの拡大を提案したが60年代まで実現をみることはなかった。とはいえ、時代はゆっくりと既婚女性も働く社会に向け動き出す。55年には就労女性に3か月間の所得補償付き産前産後休業制度が導入され、57年ミュルダール

夫人アルヴァは共著『Women's Two Roles』で母親の働く権利と社会の支援を訴えている。

さらに1956年社会扶助法が制定され、自助が不可能で年金の援助の対象とならない人々に対する経済援助を国が行うこと（京極1986：31）になり、子どもの親への経済的な扶養義務が外されたこともケアの社会化に大きな意味を持った。というのも50年代、スウェーデンはすでに高齢化率10%を超え、親の窮乏は三世同居を余儀なくさせ、その結果、介護が子どもの家族にふりかかってくる可能性があったからである<sup>5)</sup>。だが同法は高齢者ケアは社会の責任という認識を育て、コミュニティにおけるその発展を促し、親のケア責任から子どもを解放した。男女同等の婚姻法、そしてこの制度によって、女性の社会進出に障害となる家族のケアは子どもに絞られることになる。

1960年代も経済成長が続くなか、女性の労働力はいっそう必要とされ、1962年には家族政策委員会が任命される。同年一般保険法に母親保険（所得比例給付）が導入され、翌年の国会で政府はデイケアセンターのために大幅な予算の増額を要求し承認された。公的セクターはそれ以降、非常な勢いで伸展をみる。だが母性主義に彩られた近代家族は想像以上に強固な塞に守られていた。この頃、起こった「Sex-Role論争」はその象徴であろう。若い女性の役割の中心は育児にあるとしたEva Mobergによる『Young Liberal』（1961）の主張は、近代家族の価値観と親和性をもち、これまで進められてきた改革にもかかわらず世論を揺るがすような影響力を持った（Asa2011：61）。そしてそれは税制度や社会保険の議論にもおよんだ。

たとえば1965年新たに設置された家族税制委員会は、世帯単位の税制は共稼ぎ家庭と夫一人の稼ぎ手家庭の間と同様に、子どもの有無で家族間にアンバランスを導く可能性を指摘した（Asa 2011：65）。何よりも世帯単位の税制が既婚女性の労働市場の参加にネガティブに働くことは明白であった。だが個人単位の税制という対案に対して労働組合、専門職協会、社会民主主義女性協会からも批判が起こる。背後にあったのはMobergの主張であり、彼らが共有したのは経済ユニット

としての家族の防衛であった（Asa2011：66-67）。また同じ年に設立された家族政策委員会においても、育児休業の保険を検討する際に、母親のみを対象にした現行制度維持の線ではほままとりかけていた。その意識にも女性の役割は母親というMobergの主張の影響がみられる。

しかしこの流れを変えたのも労働組合や社会民主党の意志であった（Asa2011：65-69）。1950年代終りから「レーン・メイドナーモデル」の雇用政策を導入したスウェーデンにあつて、男性にとり女性はもはや“椅子”を取り合う相手ではなく大切なパートナーであった。1966年労働組合連合（LO）大会は、共稼ぎ家族という新しいアイデアを受けてジェンダー中立的な保険の導入を採択する。また69年の社会民主党大会も、平等の礎石として個人の経済的独立を強化すべきだとし、ジェンダー中立的な主婦保険や妊産婦保険を提案した。

このように政府委員会、労働組合、政党がジェンダー中立的な制度を要求するなか、1971年には夫婦分離所得税課税方式が導入され、個人単位の税制が実現した。前年の主婦保険の設立など専業主婦への配慮もされたが、夫婦別個に課税対象となったことで、女性も働くのが現在の社会が誕生したのである。そして74年には、一般保険法改正により、世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度、両親保険が導入<sup>6)</sup>される。育児は男女でシェアするものとの理念にもとづく、ケアのジェンダー平等化のメルクマールとなる制度の誕生であった。

こののち児童手当、個人単位の税制、そして両親保険が、性別役割分業を基礎にした近代家族の解体を促進し、スウェーデンはジェンダー平等な家族政策をさらに追求していくことになる。それは女性を家事の責任から解放し、労働市場へ送り出す脱家族化の過程でもあった。

1975年の保育所法、79年には世界初の雇用の場における男女差別を禁止した男女雇用機会均等法が制定され、80年代中盤には出産後の女性も労働市場になくしてはならない存在となった<sup>7)</sup>。だがその半分以上が家庭と仕事の両立のためにパートタ

イムとして就労している。スウェーデンのパートタイムは、日本と異なり、時間を短くしただけの正規雇用（経済社会総合研究所2004：17）だが、時短による減収、キャリアへの不利益は免れられず、男女間の不公平さを是正するため政府はさらなる努力を行っている。80年代から開始された「ダディの政治」、90年代の両親保険へのクォータ制導入など積極的な介入が続けられてきた。このようにスウェーデンでは、経済状況や政権交替などによってある程度の揺れはあるものの、着実にジェンダー平等な政策が進められており、社会民主主義レジームの評価を堅持している。

### Ⅲ. 日本の場合：1950年代半ば～70年代半ばを中心に

日本における近代家族は、大正時代にはすでに一部の恵まれた階層のなかで出現している。愛情あふれる母親が子どもを自分の手で育てるという家族像は、エレン・ケイの母性主義・児童中心主義の思想が導入されて以来、日本の女性運動家にも受け入れられ、広まっていったのである（今井2005b）。開国し近代化を進めた日本とスウェーデンの状況には多くの類似点があり、それは女性を囲む環境、運動でもいえることであった。20世紀初頭から戦前にかけて、産業化、都市化が進むなかで採られた対策にも同時代ならではの共通点が見られる。たとえば工場法による女性労働者への一定の配慮（1911）、健康保険法（1922, 1938～）、救護法（1929）、戦時体制下の年金制度の整備（1941～）など、福祉国家の揺籃期ともいえる政策が展開されてきた。特に37年に制定された母子保護法は、ケイの主張の実現を求めた母性保護運動の成果でもあった（今井2005b）。

だが性別役割分業が固定され夫婦と子どもからなる近代家族が一般化するのには戦後、日本が未曾有の経済成長へ歩み始める1950年代まで待たなければならない。敗戦後の状況を、近代家族と福祉国家という観点から簡単に振り返っておこう。占領下の日本は、連合国側の要請により非軍事化、民主化を推進することとなった。翌1946年日本国

憲法が公布されるが、戦後の日本を福祉国家へと導いたのは憲法25条の生存権規定であった。50年社会保障制度審議会が出した「勧告」では、外国で社会保障制度が発達しているのは人間の生活が国家により「社会化」されているためであり、日本でも「ゆりかごより墓場まで」の生活部面が保障されるような制度が必要との認識が示されている。同勧告でいう「社会化」の範囲が人間生活全般を指しているのなら、そこにケアが含まれるのはいうまでもない。

そしてケアのジェンダー平等という面から重要なのは、憲法24条の婚姻に関する規定である。「家」制度にもとづいた家族のあり方から解放され、個人の尊厳と「両性の本質的平等」が家族形成の土台となったからである。その理念を反映し1947年の改正民法で「家」制度は廃止された。だが戸籍は残される。夫婦同氏の原則がとられ、自分の氏を選択した方が戸籍の筆頭者となるが、それはたいてい夫である男性であった。そして戸籍の存在は戦前の「家」意識の一部を戦後へ引きずり、家族主義と評価されるような状況を温存させることになったのである。

1946年制定の生活保護法も50年に憲法の理念を反映した新生活保護法として生まれ変わったが、自助や補足性の原理のもと、民法の扶養義務や他の法律による扶助が優先され、厳格な資産調査が行われることになった。この時期、47年に健康保険法、54年には厚生年金法が改正され、社会保障制度が急速に整備できたのは、戦前にすでにその原型があったからであろう。また47年には児童福祉法、49年には身体障害者福祉法が制定され、先の生活保護法とあわせて「福祉3法」の時代に入った。50年の「社会保障制度の勧告」は社会保障、社会福祉のあり方を牽引し、翌年の社会福祉事業法では社会福祉政策の骨格が規定されている。

それでは福祉国家と近代家族という枠組みとケアの社会化・ジェンダー平等化という指標を通して、1950年代半ば～70年代半ばに起こったことをみてみよう。この時期、産業構造は大きく転換し、多数派だった農業人口は激減し第2次第3次産業従事者の比率が高まっていった。しかし50年代

から急激に低下した出生率は、生産年齢人口の順調な増加を受け、即労働力不足という図式にはならず、したがってそれが直接女性の労働市場への要請につながることもなかった。高度成長期の入り口となった50年代半ば、日本で問題となったのは人口の減少ではなく増加だったのである。

1956年「厚生白書」の創刊号では、死亡率の著しい改善と平均寿命の飛躍的な伸長に加え、戦後の「多数の在外邦人の引揚、ベビー・ブームの発生等」により、人口増加が促進され起こった生産年齢人口の激増と人口高齢化の傾向を問題視している。すでに戦後まもない48年には優生保護法により人口中絶を合法化し、かつ家族計画による受胎調節を奨励するなど政府は迅速な対応を行ってきた。それでもなお、この時期、人口増加が「経済発展の重荷となって、国民の生活水準の向上を圧迫」していることが問題とされたのである。翌年の「経済白書」は、経済成長だけでは低所得階層の困難な問題を解決できないとし特別な対策の必要を認め<sup>8)</sup>、58年には国民健康保険法、翌年には国民年金法が新たに制定され、国民皆保険、皆年金が達成されている。

1960年に出された「厚生白書」のテーマは「福祉国家への途」であった。欧米諸国同様、福祉国家の建設に努力していくと宣言している。実際、63年には老人福祉法、64年に母子福祉法が制定され「福祉6法」体制となり、70年代にかけて福祉政策は順調な伸展をみせた。実は同書は日本初の女性大臣、中山マサによって刊行されている。しかし彼女の存在は当時の日本ではむしろ例外であり、多くの女性は労働市場においては家計補助的な労働者としてしか位置づけられなかった。人口に対する楽観的な見通しが拍車をかけた。

しかし1960年代初頭には早くも将来の若年労働人口の低下が懸念され始める。というのも戦後まもなく着手された計画出産の奨励策が労働人口に影響を与え始めたからである。この時期はその最初の世代が15歳に達する時期であり、中卒の労働力が進学率上昇によって減少していった時期でもあった。1962年の「厚生白書」は「大中企業中心に雇用労働者が大幅に増加しているのに対し、前

近代的家族経営的な分野の就業者が停滞ないし減少する傾向が顕著」とし農業や零細企業への甚大な影響を指摘している<sup>9)</sup>。しかし男性稼ぎ手家族をモデルに設計された当時の日本社会にあつて、男性労働者の流動性を高めるのは容易ではない。その際に目をつけられたのが専業主婦層であり、彼女たちは「低学歴若年労働者」によって担われてきた単純で補助的労働の埋め合わせ役として(上野1982: 226-228)、また「前近代的家族経営的な分野」や零細企業の就業者の減少を補う人材として<sup>10)</sup>期待されたのであった。

一方で、近代化は「高度の産業技術を消化する労働力の質的向上を要請する」(1962年「厚生白書」)。そのために教育に熱心な母親は欠かせなかったものであり、夫が企業戦士として働くことをケアする妻も必要であった。労働が女性の家庭におけるケア能力を損なわない程度に設定できれば、労働力とケアラーの確保という二つのパラドックスを解決できる。パートタイムで働く形態はその解決にふさわしい方法とみられた。1961年、政府はこの政策の後押しのためにパートタイマーを専業主婦層に組み込み、彼女たちをサラリーマンの内助の功として評価し、税制上で優遇する「配偶者控除」の税制度を創設する。この制度は経済界にはもちろん、家族のケアも担う女性にとっても好都合に思われた。さらに政府にとっては、一定の育児期間を確保できるシステムは、保育所運動の要求に対する緩衝剤としても期待できるものであっただろう。60年代から70年代にかけて専業主婦化が進んだといわれるが、多くは育児による中絶後、夫の被扶養者のままで再びパートタイマーとして就労した「主婦労働者」であった(上野1982: 238)。「配偶者控除」の制度は、そのライフスタイルを誘導する装置だったのである。

しかしパートタイムが主婦労働の多数派となるのは1970年代以降のことである。宮下・木本(2010)は60年代を「主婦化と雇用労働者化とのせめぎあい」と捉え、マジョリティは専業主婦でありながら、一方で主婦の正規雇用としての労働者化が進んでいたことを明らかにしている。確かに当時、社会では子どもたちの不良行為や自律神経

失調症、登校拒否などが問題となり、政府はその原因を母親の労働市場への参入とその結果生じる愛情の欠落とする見方を強めている<sup>11)</sup>。そのため「家庭づくりの政策」を推進させており、「配偶者控除」はその一つだったともいえる。1963年に発表された中央児童福祉審議会の保育制度特別部会の中間報告でも、母親を保育責任者とする一方で父親は協力義務者として位置づけ、家計のために働かざるをえない母親が育児に専念できるよう男性の労働条件の改善と社会福祉政策、児童手当も含む公的援助を求めている<sup>12)</sup>。

1971年の児童手当法は、「男性稼得者型の家族に対する所得保障という性質をもつ」（辻2012：115）家族賃金として、あるいはその「延長ないし補完物としての性格」を担い（北2004：160）誕生した。専業主婦もパートタイムの「主婦労働者」もそれを歓迎している。当時の経済成長を支えたのは男性の過酷な働き方だったが、家事育児も抱えた女性にそのような労働市場に男性と同じ条件で入っていくインセンティブは生まれえない。自らの収入を制限することで夫の被扶養者に留まる「配偶者控除」の制度を選んだ彼女たちの関心は夫の収入の上昇、1点にあったのである。いずれにしても、長い間、企業の賃金体系のなかに含まれてきた児童手当が制度化され、日本の社会保障制度体系は完成した。なおこの時期、順調な経済成長を受け、72年には老人福祉法が改正され70歳以上の高齢者の医療費無料化が実現している。

1973年、「福祉元年」と政府が命名したその年にオイルショックが起こった。減速する経済成長のもとで、以前のような財政収入が期待できなくなった政府は、西欧型福祉国家をめざした構想を軌道修正していく必要に迫られる。だが一方で介護を要する高齢者は年々増加していた。同年の「厚生白書」では、介護の多大な負担が「主婦等」にかかり、それが原因で「家庭生活の破たんを招く」事態も少なくないとして、家族の負担の限界を認めている。しかし福祉見直し論のなかで登場したのは家族を含み資産として活用する「日本型福祉社会」論であった。家族に替わり国がその機能を担っていくのは1980年代以降のことになる。

その状況を概観してこの節を閉じたい。

1980年代に入ると高齢問題はより深刻化する。1982年には老人保健法が制定され、膨らむ老人医療費に対して3つの社会保険制度がともに財源を担う仕組みが作られる。また83年の「厚生白書」は、家庭の扶養機能低下の原因を女性の労働市場への参加に求めた。しかしそれは男女平等の理念や世界的な潮流からも止められない流れであり、85年には男女雇用機会均等法が制定される。そして80年代後半には介護や育児などのための外部サービス化の傾向が強まり、年金制度の改正や社会福祉士及び介護福祉士法（87年）も制定された。

だがその一方で政府は「家庭基盤の充実」を図る政策を維持している。というのも福祉多元化が推進されるなか、家族には「インフォーマル部門」としての無償労働が期待され（森川2015：97）、その要に主婦が想定されたからである。そして1985年には、国民年金法一部改正法案が成立し、主婦の年金権が「基礎年金」として確立された。同制度は、いわゆる「サラリーマンの妻」を第3号被保険者として、国民年金加入者が拠出する保険料を負担せずとした制度で、各方面から不公平さが指摘されている。さらに87年には税控除に配偶者特別控除が追加された。

21世紀にかけてゴールドプランやエンゼルプランに代表される国のサービス拡充がはかられ、1990年代には普遍的な育児休業制度も誕生、97年には公的介護保険、99年には男女共同参画社会基本法が制定され、ケアの社会化・ジェンダー平等化に向けた環境が急速に整えられている。だが家庭基盤が主婦にあるとの価値観をいまだに政府は捨てていない。少子高齢社会の危機から政府は女性の積極的活用を推進している。しかしその一方で専業主婦の優遇という矛盾した政策がとられ続けている。ケアラーとしての主婦への期待を完全に拭いきれない社会が日本なのである。そのため保育費用の軽減化、教育の無料化も進まず、日本の家族はいまだ子どもに関してはコストという形で、そして高齢者に対しては直接的な介護によって（Soma & Yamashita 2011）、家族主義レジームの維持に貢献している。

#### IV. 「大衆的近代家族の時代」における分岐点

さてスウェーデンと日本における福祉国家の展開を、ケアの社会化・ジェンダー平等化という観点から「大衆的近代家族の時代」を中心に概観してきたが、その結果、何が発見できたのだろうか。同じ時代を共有した社会として、両国には共通の社会現象が生じている。しかしそれに対する対応は大きく異なっていた。両国における近代家族の安定期とその後の「揺れ」を前に起こったことを確認し、分岐点がどこにあったのか考察する。

まず前提となる人口条件の相違を確認しておこう。大きな違いは同じ出生率低下という経験をしますが、その契機と影響が全く異なっていた点である。スウェーデンで人口の再生産率を脅かすほど出生率が下がったのは1920年代半ばであり、30年代初頭にはその危機意識は広く社会で共有されるようになる。ところが日本の場合、50年代に起こった出生率低下の現象は戦後の混乱期以降、採られた人口抑制政策の結果でもあった。当時の日本にとっては過剰な生産年齢人口こそが問題だったのである。このような状況と認識で女性の労働力市場への要請があるはずがない。スウェーデンのような必然が日本にはなかったのである。

したがってスウェーデンの人口問題への対応はまずは出生率の低下をいかに食い止めるかという点に集中した。“鍵”となったのはエレン・ケイの母性主義思想であった。改革に大きな貢献をしたミュルダール夫妻は女性の労働市場への参入をめざし、この時期、社会民主主義の女性の間では「完全な母親としての社会主義の女性」というケイのイメージは消えた(Frangeur1998:443)という評価もある。だが一方で「国民の家」は、男女の性別役割分業を基盤にした家族を理想とした。その政策において、ハンセンの「女性独自の課題への見解はエレン・ケイの、特に社会的な母性のアイデアと親和性をもっていた」(Frangeur1998:440)のである。ケイは社会民主党の熱心な支持者であり、その思想はスウェーデンの政治と社会に深く浸透していたのであった(今井・陳2014)。

宮本も、こうした一種の「後ろ向き」の部分が「抵抗感を弱め、福祉国家の形成に人々を動員する力」をうみだし、「普遍主義的な福祉政策が、まずは家族政策の領域において確立され展開され」、その普遍主義の理念が「国民のなかに根を下ろし」、福祉国家を方向づけていった(宮本1999:69)と論じている。換言すれば、ケイの母性主義・児童中心主義がスウェーデンの福祉国家建設の核心にある。

その前提を念頭においた上で、両国の行方を決した分岐点をそれぞれ比較していこう。

#### 児童手当

スウェーデンでは、ケイが母性主義を提唱して以来、女権主義との間で女性解放のあり方をめぐって社会が揺れてきた。1940年代50年代の「専業主婦の時代」は突然、反動としてやってきたのではなくその振り子が母性主義に大きく揺れた時期だったのである。1947年に創設された普遍的な児童手当には、そのような状況が反映されている。同手当が父親への家族賃金としてではなく母親への支給という形で成立したところにケイの影響をみることができる。すなわちケイは母性保護政策の一つとして、国が母親の育児の対価を支払うことを提案したからである。これによって家に留まる女性も男性に依存せず経済的に自立することが可能となる。

ところが日本の児童手当は男性の所得保障としての意味をもつ家族賃金として誕生している。「大衆的近代家族の時代」という枠組みからみれば、その揺らぎの時期を直前にひかえた1970年代初頭に制定された。そしてむしろ母親を家庭に留める意図が含意され、異性への経済的依存を強める働きをしたのである。

先行研究が明らかにしたように児童手当(家族手当)は、母親への育児手当という面と、男性への家族賃金という面から議論され、国により異なった理念によって創設されてきた<sup>13)</sup>。そして日本では家事育児の経済評価が夫の賃上げあるいは家族賃金の実現と同一視され、母親に受給権を与える要求運動が存在しなかったのである(北2004:181)。その背景には、過酷な働き方を強い

られる労働市場に対して自己規制可能な「配偶者控除」の利益誘導が働いている。しかし、実は妻のケアに対する評価が夫の賃金に結びつくアイデアそのものにもケイの影響がある。ケイは出産後の女性が育児に専念できるように国家による補助金を求めたが、育児の一定期間後も家に留まりたい女性には夫が家事の対価としてお金を支払うことを提案したからである（今井2012）。1937年の母子保護法は、ケイの信奉者である山田わか为中心となり展開された母性保護運動の成果でもある（今井2005b）が、その基盤にある思想は夫婦分業論であった<sup>14</sup>。家族賃金としての導入に反対がなかったことは、過酷な労働市場参入への“委縮”と税制の誘導、と同時にこの価値が当時も日本社会で支持されていたことを示している。

ケイはもちろん女性解放の一環として、その経済的自立のためにケアの評価を求めたのだが、育児期にある女性は国家に、それ以降も主婦業を望む妻には夫からその対価の支払いを求めたために、その思想の“切り取り方”によって異なる情景を生み出したのである。そしてこの違いが両国の児童手当に逆の働きをもたせていくことになった。すなわちスウェーデンの児童手当は母親に直接支払われたために、それは近代家族の安定役を果たす一方で、家庭間におけるジェンダー平等推進の「交渉」の武器にもなった<sup>15</sup>。しかし日本の児童手当は、男性への家族賃金という性質を持ったために、そのなかに埋めこまれる可能性のあった女性の育児の対価という側面が可視化されず、逆にジェンダー不平等を促進する結果を招いたのである。

### 公的扶助と高齢者ケア

スウェーデンにおいては、母親への直接支給という児童手当は、徐々に家庭内における男性への交渉力を強め、女性を労働市場へと放つ芽を育てていった。1950年代初頭にすでに高齢化率10%を超えたスウェーデンが選んだのは年金制度の充実と、それでも対応できない高齢者には国が経済的扶助を行うという道であった。1956年に制定された社会扶助法は子どもを親に対する経済的扶養の義務から解放し、コミュニティが高齢者のケアを

行うシステム整備の契機となった。そして介護のために女性が社会進出を思い留まるような状況が解消されていったのである。

だが日本の生活保護法は原則、民法の扶養義務を優先する。ヨーロッパでもある時期までは三世代同居が多かった。しかしこのような制度のあり方が、同居の数を決していったのである。親子間に扶養義務が生じるなら、経済的な理由から同居を選択することは自然だからである。そしてそれが時に介護というケアを将来的に招くのも当然の帰結となる。家族が含み資産として期待された1970年代後半には、国は「世代間の相互扶助」という面から三世代同居の利点と奨励のための環境整備を揚げ（1978年「厚生白書」・辻2012：86）、実際84年には税制改正により同居老親の特別扶養控除を導入している。

### 税制度とパートタイム制度

「大衆的近代家族の時代」の終焉期ともいえる1970年代初頭、スウェーデンでは税制改革と社会保険によって女性の労働市場への参入が推進される。一つは1971年の個人単位の税制の導入である。夫婦のジョイント税制が、既婚女性の労働市場への参入を阻んでいる要因と考えられたからである。妻も納税者になることを求めた同制度は、「専業主婦の時代」の女性たちにとっては高いハードルであった。そのために利用されたのがパートタイム制度である。スウェーデンではパート労働は正職と同じ待遇であり、その意味するところは文字通り、時短以外にはない。だからこそ、専業主婦だった女性も納税者になり得る装置として機能したのである。そして出産後の女性も継続して働くのが当たり前の社会を形成してきた。

しかし日本の場合、「大衆的近代家族の時代」のピークにあたる1961年に創設された「配偶者控除」の税制度は夫婦の役割分業を支え、近代家族をより安定させる方向に機能した。高度成長のこの時期、ようやく労働力不足が意識されるようになるが、既婚女性に期待されたのは、男性稼ぎ手社会にあって成人男性では参入がむずかしい「前近代的家族経営的な分野」と零細企業への就業、

そして人口抑制政策と進学率の上昇によって減少した「低学歴若年労働者」の代替的役割だった。それを可能にしたのが、夫の扶養家族のままで労働市場へ参入できる「配偶者控除」を利用したパートタイム制度だったのである。日本では税制改革はスウェーデンとは逆に、女性を労働市場に完全参加という形ではなく流動的な人材として登用し、家族のケアも担える主婦の座に留まらせる手段として利用されたのである。そしてこのような主婦へのケアと労働力という矛盾した役割期待は、ケアの社会化・専門職の形成にも水脈につながり、負の影響を与えている。森川（2014）は、介護保険の訪問介護サービスの労働モデルが「非正規/主婦パート」を前提としてきたこと、そしてそのような低い評価が人材不足を招いていることを明らかにしている。

いずれにしても、両国の家族にかかわる税制改革は一方は女性の労働市場への参入のために、一方は家庭へ留まらせるために、という全く異なったベクトルで行われた。そしてそのために利用されたパートタイム制度も、それに応じて真逆の機能を果たしたのである。

#### 育児休業制度とチャイルドケア

既婚女性も納税者たらしめる個人単位の税制を導入したスウェーデンにとって、次に問題となったのは、それに伴う出生率低下のリスクをどう回避するかという点であった。育児休業の充実が欠かせないものだったのである。しかもそれは男女平等にデザインされたジェンダー平等の制度でなければならなかった。なぜならすでに税制改革で男性稼ぎ手、女性＝家族世話係という家族像はそのモデルの座をおろされていたからである。そのために1974年に世界初となるジェンダー中立的な所得補填付育児休業制度、両親保険が創設され、その休暇数も支給額も拡大されていく道をたどる。利用の「女性」への偏りに対しては、クォータ制や平等ボーナスの導入を行うなどジェンダー平等化のために努力が続けられている。

その結果、チャイルドケアは各段に発展しプレスクールの充実をみている。だが日本の場合、プレスクールはおろか、未だに保育所の不備が問題

とされるような状況がある。日本では「大衆的近代家族の時代」の終焉期にあたる1975年、一部の専門職を対象に育児休業制度が導入されたが、それが一般に拡大されたのは出生率の「1.57ショック」をみた90年以降のことである。すなわち91年男女の一般労働者に拡大した「育児休業法」が制定され、95年には「育児介護休業法」となり、雇用保険法を改正し子どもが1歳になるまで給与の25%を支給するようにした。その額は徐々に上げられてきたが、スウェーデンとの差は依然、大きい。また男性取得への誘導政策も採るなどジェンダー平等に向け一定の努力はされるがなかなか改善されない。日本では「近代家族」が“標準”の座からおりて20年以上も経過してから収入補填付の育児休業制度が誕生した、その間に育児に対するジェンダー不平等がより熟成され、修正を困難にさせているのである。そして底は浅くなったとはいえ、未だ女性が出産によって労働市場をいったん撤退するM字型就労が続けられている。

このように、「大衆的近代家族の時代」における二つの福祉国家の歩みは、複数の分岐点を通してながら異なった方向に向かっていった。近代家族の“段階”と対応の違いが両国の進路を変えたのである。その結果、スウェーデンはケアの社会化とジェンダー平等化に成功し社会民主主義レジームを、日本では家族、女性にケアを依存する家族主義レジームを形成していった。その分岐点の意味を整理してみる。

スウェーデンでは、児童手当は近代家族を安定させながらも母親への支給が妻の夫への交渉力となり、女性の労働市場への進出を有利に運び、個人単位の税制がそれを決定的にした。そして両親休暇が育児のジェンダー平等を推進し、社会扶助法とともに女性をケアの負担から解放し、男女ともに仕事も生活もというジェンダー平等な社会を実現してきた。一方、日本の場合、税制も児童手当も女性のケア役割を強化し、育児休業制度にいたっては「大衆的近代家族の時代」の終焉期よりはるか後に設立されている。主流の「主婦労働者」がケアを担当できるパートタイマーだったこ

とが招いた結果ともいえよう。いずれにしてもこの間にケアの不平等は増幅され、女性には「仕事も家事も」という二重の役割が付与されることになった。両国の歩みの違いは、日本の家族主義に儒教的価値観が影響を与えていたとしても、それを固定し継続につとめてきたのは他ならぬ国の政策であったことを教えてくれる。

近代家族の“段階”以外に、このような違いをもたらした要因はあるのだろうか。出発点に第一の出生率低下のもつ意味の相違があったことは間違いないが、ここではその後の展開に影響を与えた要因を3点、あげたい。まず一つ目は、スウェーデンでは労働不足を補うため、1950年代、特に60年代に移民を積極的に受け入れてきた点があげられる。その存在が、日本では主婦のパート労働に期待された役割を担ってきたのである。落合(2009, 2013)は、日本の家族主義の特徴をその「純粋性」に求めたが、移民政策の違いは労働市場を介してケアの社会化に影響を与える。

二つ目は、女性のもつ影響力の違いである。スウェーデンでは女性の組織率が高く、バックラッシュの波の前には常に強力な運動が展開されてきた。また伝統的に政策への影響力が大きい労働組合の組織率は平均80%ともいわれ、女性の参加率も高い。だが日本は最盛期の組織率さえ約35%（「労働組合基礎調査」）、女性の組織率は30%前後で推移している（宮下・木本2010：242）。さらに普通選挙権を早い時期に取得できたことが政策への発言力となっている。そしてそれがその後の女性の政治的権力や地位を高めていったことは明らかである。

最後に、これが最も重要なことなのだが脱商品化の程度の違いである。脱商品化は、市場経済のもとで商品化された人間への破壊的圧力から個人を解放する機能として捉えられるという居神(2003)の指摘は正しい。同じケイの母性主義に影響を受けながら、日本でその女性解放の部分を十分に消化できなかったのは、労働市場の条件が20世紀終盤に入ってもスウェーデンほど改善されなかったからである。それどころか先進諸国のなかでも最も労働時間が長い国にあって、労働市場

に出ていくことは残酷でさえある。日本では脱商品化が進んでいなかったこと、これが女性をケア役割から解放する機運を醸成できなかった理由であり、家族主義の温床となっているのである。

## V. むすびにかえて

政府主導でケアの社会化とジェンダー平等化が進められてきたスウェーデンだが、最近では経済状況の悪化、新自由主義の影響を受け、市場化・民営化を積極的に推進する傾向がみられる（森川2015：Ann-Britt 2007, Asa2011ほか）。また高齢者ケアは国の責任という認識で制度が設計されてきたため、今まで想定されてこなかった娘や息子の親への介護が“hidden” carerとして発見されている（今井・陳2013, Tepp & Sue2014）。その描く未来は必ずしもバラ色ではない。だがその状況を緩和するのも社会的ケアの存在であることも明らかにされており（Marta & Ann-Britt 2009）、日本に比べ親への情緒的な関わりは強いとされる。

一方、日本では、介護保険導入後も、家族が疲弊しきるまで介護を行うため、施設への入所後は交流が途絶える例を未だに耳にする。経済的な理由から利用が困難な場合もあるが、介護保険そのものが家族のケアを期待して設計されているからである。ここから得られる教訓は、「家族の連帯を強めようとするなら、強固に家族主義的な福祉制度は逆効果」（アンデルセン2009：154）ということであろう。

スウェーデンでは、その後、幾多の反動を経験しながらもジェンダー平等のために着実に歩が進められてきた。対照的に日本は家族をケアの含み資産とすることを諦めたあとも、専業主婦を擁護する政策を続けている。もともと第3号被保険者の創設は、主婦の年金権として女性からも求められてきたものであった。同様の状況にあったスウェーデンでは、早い時期に男女平等の基礎年金制度が確立され、主婦年金など女性の自律的な年金整備が進められてきた。だが日本では、この年金制度が「配偶者控除」の税制とともに、女性の完全な形での労働市場への参入を阻んでいる。高

齢社会によっていっそうの財政問題が懸念される介護保険でも第2号被保険者の妻からは保険料の徴収を行っていない。日本の近代家族への執着は、家族間の絆だけでなく、国の財源にまで深刻な影を落としつつある。今、日本は「中高年女性が現在の平均よりも10年長く働き続けると、世帯所得は相当に増加し、「貧困と社会扶助への必要を減らし、政府にはより多くの税金をもたらす」(アンデルセン2009:102)という指摘を真剣に考える時期にきている。

けれども、先にみたように両国の道を分けた3つの要因がある。一つ目にあげた移民政策については、ケアのジェンダー平等化につながらなければ、民族間の不平等を生み出すことは安里論文で証明済みであり、慎重な姿勢が求められる。二つ目の女性の影響力については今後、改善の余地がある。女性運動、労働組合、選挙権の有効な行使力を培っていくことが望ましい。だが最も大きな障壁であり、家族主義温存の根源にある脱商品化の低さについては時間を要する課題になる。

明らかにスウェーデンで既婚女性を労働市場へと押し出せた最大の要因は脱商品化の高い状況である。脱商品化が低く、人間らしく生きられる労働条件が保障されない国で、母親を労働市場へ送り出す、その先に待っているのは19世紀末にケイが自国で見たような母と子どもの悲劇であろう。さらに増加の一途をたどる非正規雇用者群の前には、スウェーデンで女性を納税者たらしめるために機能したパートタイムにも期待することはできない。ケアの社会化を成功させ、男女ともに納税者となるジェンダー平等な社会、それが家族主義レジームから脱却し、少子高齢社会を乗り切る唯一の処方箋だが、道のりはけわしい。この難局を乗り越えるため、脱商品化を高めること、その知恵が求められている。

#### 謝辞

本校執筆にあたっては、Ann-Britt sand氏 (Stockholm University)より最新の研究の提供と、Els-Marie Anbacken氏 (Malardalen University)と

陳礼美氏 (関西学院大学)より文献収集への助言をいただいた。彼女たちの存在がなければ、研究自体進めることはできなかった。この場をお借りしてお礼を述べたい。

#### 注

- 1) この表現については、研究者の表現は様々であった。本稿では社会民主労働党を略して使用された社会民主党の訳を採用する。
- 2) もっともこの時期については福祉国家研究者たちの間では論争があり(金成垣:2010)、未だ決着をみていない。
- 3) 厳密に言えばスウェーデンで「家族政策」という用語そのものが使われたのは、戦後になってからである(Ann-Sofie1991:61-62)。
- 4) 出生率の低下にはセクシュアリティの変化の問題も絡んでいるが、紙幅の関係もあり追求しない。
- 5) Margaria and Manue (2015)は長期間の同居が親のケアへの義務感を助長するとした(4頁)。
- 6) 両親保険の給付には妊娠手当、両親手当、一時的両親手当(原則として12歳未満の子の監護のための休業期間に対して)とあり、その日数、受給額ともしだいに拡大され、2011年現在両親手当では480日の休業のうちの390日間までは従前所得の80%相当額の支給額が受けられる(『2010~2011年海外情勢報告』)。
- 7) 2003年の時点で出産期の女性の労働力率は84.3%と報告されている(経済社会総合研究所2004)。
- 8) 1958年「厚生白書」における分析による。
- 9) 1960年の「経済白書」は、泉州の繊維工場を例にとり中小企業における労働力不足の実態を紹介している。
- 10) 1958年に貝塚市役所が出した『貝塚市の綿織物工業(続)』では新卒の中卒者は大企業に流れ、中小企業には未亡人や比較的年齢の高い既婚女性の雇用が多くなっていることを指摘している(『貝塚史の70年』)。
- 11) 橋本(1997)、今井(2005a)を参照のこと
- 12) 中央児童福祉審議会(1963)。
- 13) たとえば大塩(1996)、北(1997, 2002, 2004)。
- 14) 一方、大正時代の「母性保護論争」において山田わかとともにケイの母性保護思想を支持する立場から与謝野晶子に対抗した平塚らいてうは、育児期にある全女性を対象にしており、スウェーデンの女性と近い立ち位置にいた(今井:2005b)。
- 15) アンデルセン(2009)ではスウェーデンの児童手当が女性の交渉力を高めたとしている(93頁)。

Asa (2011) でもジェンダー平等推進のための家庭内の交渉力の重要性を論じている。

#### [参考文献]

- 居神浩 (2003) 「福祉国家動態論」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
- 石崎昇子 (2015) 『近現代日本の家族形成と出生児数』明石書店。
- 今井小の実 (2005a) 「家族支援と家族政策」得津慎子編『家族支援論』相川書房。
- 今井小の実 (2005b) 『社会福祉思想としての母性保護論争』ドメス出版。
- 今井小の実 (2012) 「福祉国家と家族政策の“ジェンダー化”」日本福祉学会編『社会福祉政策』中央法規出版。
- 今井小の実 (2013a) 「エレン・ケイ」室田保夫編『人物でよむ西洋社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房。
- 今井小の実 (2013b) 「女性福祉への視点」岩田正美・田端光美・古川孝順編著『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討』ミネルヴァ書房。
- 今井小の実・陳礼美 (2013) 「スウェーデンにおける雇用労働と家族“ケア”労働の調和—A.サンド氏の調査報告を通して—」『Human Welfare』第5巻第1号。
- 今井小の実・陳礼美 (2014) 「平等への道のり—スウェーデンの歴史—」科研成果報告『“ケア”労働の社会化に関する国際比較研究』。
- 上野千鶴子 (1982) 「解説 主婦の戦後史」『主婦論争を読むI』勁草書房。
- 埋橋孝文 (2011) 『福祉政策の国際動向と日本の選択』法律文化社。
- 江口隆裕 (2001) 「日本の福祉政策」鈴木広監修『家族・福祉社会学の現在』ミネルヴァ書房。
- 大塩まゆみ (1996) 『家族手当の研究』法律文化社。
- 落合恵美子・阿部彩・埋橋孝文・田宮遊子・四方理人 (2010) 「日本におけるケア・ダイヤモンドの再編成：介護保険は「家族主義」を変えたか」『海外社会保障研究』NO.1701。
- 落合恵美子編著 (2013) 『親密圏と公共圏の再編成』京都大学学術出版会。
- 貝塚市 (2013) 『貝塚市の70年』。
- 金子隆一 (2012) 「人口統計の示す日本社会の歴史的転換」国友直人・山本拓編『21世紀の統計科学〈vol.1〉』東京大学出版。
- 北明美 (1997) 「ジェンダー平等」岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社。
- 北明美 (2002) 「日本の児童手当制度の展開と変質(上)」『大原社会問題研究所雑誌』No.524。
- 北明美 (2004) 「児童手当制度におけるジェンダー問題」大沢真理編著『福祉国家とジェンダー』明石書店。
- 京極高宣 (1986) 「スウェーデンにおける社会福祉の動向」『海外社会保障情報』76号。
- 金成垣編 (2010) 『現代の比較福祉国家論』ミネルヴァ書房。
- 経済企画庁 (1960) 「経済白書」。
- 厚生省「厚生白書」(1956～)。
- G.エスピン・アンデルセン/渡辺雅男・渡辺景子訳 (2001) 『福祉国家の可能性』桜井書店。
- G.エスピン＝アンデルセン/大沢真理監訳 (2011/原著2009) 『平等と効率の福祉革命』岩波書店/大沢真理・難波早希「解題」。
- (内閣府) 経済社会総合研究所編 (2004) 「スウェーデン家庭生活調査」。
- 社会保障制度審議会 (1950) 「社会保障制度の勧告」。
- 新川敏光 (2005) 『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房。
- 杉田菜穂 (2007) 「少子化問題と社会政策」『経済学雑誌』第107巻第4号。
- 副田義也・樽川典子編 (2000) 『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房。
- 高岡裕之 (2012) 「「生存」をめぐる国家と社会」『日本史研究』594号。
- 高橋美恵子 (2007) 「スウェーデンの子育て支援」『海外社会保障研究』No.160。
- 中央児童福祉審議会保育制度特別部会 (1963) 「中間報告」。
- 辻由希 (2012) 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房。
- 中野妙子 (2012) 「高齢年金—1998年改革の意義と課題—」『海外社会保障研究』『海外社会保障研究』No.178。
- 橋本宏子 (1996) 『女性福祉を学ぶ』ミネルヴァ書房。
- 藤田菜々子 (2009) 「1930年代スウェーデン人口問題におけるミュルダール」『経済学史研究』51巻1号。
- 藤原千沙・山田和代編 (2011) 『女性と労働』大月書店。
- 松村祥子 (2011) 『欧米の社会福祉の歴史と展望』放送大学教育振興会。
- 三富紀敬 (2010) 『欧米の介護保障と介護者支援』ミネルヴァ書房。
- 宮下さおり・木本喜美子 (2010) 「女性労働者の一九六〇年代」大門正克編『高度成長の時代1復興と離陸』大月書店。
- 宮本太郎 (1999) 『福祉国家という戦略』法律文化社。
- 宮本太郎, イト・ペング, 埋橋孝文 (2003) 「補論 日本型福祉国家の位置と動態」G.エスピン・アンデルセン編著/埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部。

- 森川美絵 (2014) 「社会政策におけるケアの労働としての可視化」『社会政策』第5巻第3号, ミネルヴァ書房。
- 森川美絵 (2015) 『介護はいかにして「労働」となったのか』 ミネルヴァ書房。
- 両角道代 (2008) 「ワーク・ライフ・バランスの基本原理」『大原社会問題研究所雑誌』 594。
- 山極清子 (2014) 「欧州4カ国のジェンダー平等とワーク・ライフ・バランス法制・政策の考察」『立教DBAジャーナル』 第4号。
- 山田知子 (2005) 「わが国のホームヘルプ事業における女性職性に関する研究」『大正大学研究紀要 人間学部・文学部』 No.90。
- ロジャー・グッドマン・イト・ベング (2003) 「東アジア福祉国家」G.エスピン・アンデルセン編著/埋橋孝文監訳 (2003) 『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部。
- レグランド塚口淑子編 (2012) 『「スウェーデン・モデル」は有効か』 ノルディック出版。
- Ann-Britt M.Sand, (2007) “The Value of the Work-on Employment for Family Care in Sweden”, in edited by Isabella Paolette, *Family caregiving for older disabled people: relational and institutional issues*, Published by Nova Science Publisher, Inc. New York.
- Ann-Sofie Ohlander (1991) “The invisible child? The struggle for a Social Democratic family policy in Sweden,1900-1960s”, in Eds. Bock Gisela & Thane Pat ,*Maternity and Gender Politics*, Routledge, London.
- Åsa Lundqvist (2011), *Family Policy Paradoxes: Gender equality and labour market regulation in Sweden, 1930-2010*, The Policy press.
- Els-Marie Anbäcken and Ann-Britt M.Sand (2014), *Japan and Sweden with different types of welfare regimes but a similar elderly care development?, in 科研成果報告『“ケア”労働の社会化に関する国際比較研究』* .
- Emiko Ochiai (2009), “Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology” , *International Journal of Japanese Sociology*, Number18,
- Frangeur Renée (1998) “Social Democrats and the woman question in Sweden: a history of contradiction”, in Renée Frangeur, *Women and Socialism, Socialism and Women*, New York.
- G.Esping-Andersen (1997), “Hybrid or Unique?: the Japanese Welfare State Between Europe and America”, *Journal of European Social Policy*, August vol. 7 no. 3.
- Gunnar Qvist (1980), “Policy towards women and the women’s struggle in Sweden”, *Scandinavian Journal of History*, Volume5. Issue1-4.
- Ito Peng (2002), “Social Care in Crisis: Gender, Demography, and Welfare State Restructuring in Japan” *Social Politics*, Fall, Oxford University Press.
- Li-Mei Chen and Konomi Imai (2014) “Female Informal Caregivers in Sweden and Implications for Japan” , *KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY HUMANITIESREVIEW*, Vol.18.
- Margarita Estévez-Abbe and Manuela Naldimi (2015), “Familialism, Care and Gender in Southern Europe and East Asia” 第130回大会社会政策学会報告：お茶の水女子大学。
- Marta Szebehely, Petra Ulmanen and Ann-Britt Sand (2009), “Swedish country report WoCaWo Stockholm meeting October.
- Lena Wängnerud (2012) “HOW WOMEN GAINED SUFFRAGE IN SWEDEN: A WEAVE OF ALLIANCES”, in Edited by Blanca Rodríguez-Ruiz and Ruth Rubio-Marín, *The Struggle for Female Suffrage in Europe: voting to become citizens*.
- Naoko Soma, Junko Yamashita and Raymond K.H.Chan (2011), “INTRODUCTION Comparative framework for care regime analysis in East Asia”, *Journal of Comparative Social Welfare*, Vol.27, No.2, June.
- Naoko Soma and Junko Yamashita (2011), “RESEARCH ARTICLE Child care and elder care regimes in Japan”, *Journal of Comparative Social Welfare*, Vol.27, No.2, June.
- Teppo Kröger and Sue Yeandle (eds) (2014), *Combining Paid Work and Family Care: POLICIES AND EXPERIENCES IN INTERNATIONAL PERSPECTIVE*, Policy Press.

(いまい・このみ 関西学院大学教授)